

提出代行を委託された事業主の皆様へ

たしかめよう!! 提出代行の氏名記載

【社会保険労務士法施行規則第16条】

就業規則、時間外・休日労働に関する協定届、労働者死傷病報告、労災保険関係書類等の作成にかかる社会保険労務士法第2条第1号の2の規定により申請者等の提出に関する手続を代わってする場合は当該申請書に「提出代行者」と表示し、社会保険労務士の名称と氏名の記載が求められています。



提出代行の 氏名記載 たしかめたん

【定型印の例】

労働基準局広報キャラクター
©「たしかめたん」

○年○月○日作成 社会保険労務士（佐賀県社会保険労務士会）
提出代行者 ○○ ○○ TEL△△△-△△-△△△△



氏名記載のない届出書類等については、委託業務の確認ができないため、届出等を行う事業主あて直接確認、返戻することになるので、ご注意ください。

社会保険労務士などが提出代行を行うときに必要な添付資料について

令和3年4月1日から社会保険労務士・社会保険労務士法人が労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律に基づく届出などの電子申請について提出代行を行う場合は、

○提出代行に関する証明書（社会保険労務士証票のコピーを貼付したもの）

をPDF形式などで添付する必要があります。

※ 社会保険労務士証票の写しを添付していただくことにより、社会保険労務士などの電子署名・電子証明書を添付することなく、電子申請による提出代行ができるようになります。

※ 提出代行に関する証明書の見本は、厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

の「社会保険労務士の皆様へ」の欄に掲載しています。

上記のホームページは「労基法等 電子」で検索できます。

労基法等 電子



佐賀労働局・労働基準監督署